

厚生労働省群馬労働局発表
令和4年11月29日

【照会先】
雇用環境・均等室
室長 奥町由美子
主任雇用環境改善・
均等推進指導官 天野由紀子
(電話) 027-896-4739

報道関係者 各位

12月は「職場のハラスメント撲滅月間」です！

～職場におけるハラスメント対策シンポジウム開催～

厚生労働省では、12月を「職場のハラスメント撲滅月間」と定め、ハラスメントのない職場づくりを推進するため、集中的な広報・啓発活動を実施します。その一環として、「職場におけるハラスメント対策シンポジウム」をオンラインで開催します。

群馬労働局（局長 加藤博人）では、「ハラスメント対応特別相談窓口」を設置します。

1 職場におけるハラスメント対策シンポジウム

(1) 日時

令和4年12月7日（水）13時30分～15時00分（予定）

(2) 会場

オンライン配信

(3) 内容

①基調講演 原 昌登氏（成蹊大学法学部 教授）

講演題目 「従業員が辞めない！明るくイキイキ働ける職場へ

～中小企業も取り組みやすい、ハラスメント対策のポイント」

②パネルディスカッション

「中小企業の事例に見る、ハラスメント対策の実務」

ファシリテーター：原 昌登氏（成蹊大学法学部 教授）

パネラー：田野島 正伸氏（家の光製本梱包株式会社 常務取締役）

パネラー：箕輪 千明氏（株式会社サンケイ会館 代表取締役社長）

(4) お申込み

以下の応募フォームによりお申込みください。参加は無料です。

<https://www.no-harassment.mhlw.go.jp/symposium>



2 ハラスメント対応特別相談窓口

群馬労働局では、次のとおり特別相談窓口を設置します。

- 受付時間 8時30分～17時15分（土日、祝日、年末年始を除く）
- 電話番号 027-896-4739

3 ポータルサイト「あかるい職場応援団」

厚生労働省では、ハラスメント防止対策の取組の参考としていただけるパンフレットや研修動画などを提供しています。ハラスメント撲滅月間ポスターも掲載されています。

<https://www.no-harassment.mhlw.go.jp/>

〈添付資料〉

- 1 職場のハラスメント撲滅月間（ポスター）（資料1）
- 2 ハラスメント対応特別相談窓口（リーフレット）（資料2）

みんなで

NO ハラスメント



ハラスメント相談窓口

12月は職場の ハラスメント 撲滅月間です

2022年12月7日(水)

ハラスメント対策シンポジウムをリモートで開催

シンポジウムの概要及び参加の申し込みは、
 二次元バーコードまたは下記サイトフォームからお申し込みください
<https://www.no-harassment.mhlw.go.jp/symposium>



パワハラ防止措置が全企業で義務化されました。

パワハラやセクハラ防止対策や相談窓口の設置など、社内での体制作りを行い、明るい職場環境づくりに取り組みましょう。



あかるい職場応援団

<https://www.no-harassment.mhlw.go.jp/>

ハラスメントでお困りの方は、無料で相談できる全国の労働局・労働基準監督署にある総合労働相談コーナーをご利用ください。詳しくは、ポータルサイト「あかるい職場応援団」まで。NOハラスメント



12月は職場のハラスメント撲滅月間です

群馬労働局では、ハラスメントのことでお悩みの方、お困りの方の相談に応じています。

お気軽にご相談ください！

- ・ パワーハラスメント
- ・ セクシュアルハラスメント
- ・ 妊娠・出産、育児休業・介護休業等に関するハラスメント など



ハラスメント対応特別相談窓口

開設場所 群馬労働局雇用環境・均等室

受付時間 8時30分～17時15分(土日・祝日・年末年始を除く)

電話番号 **027-896-4739**

住所 前橋市大手町2-3-1 前橋地方合同庁舎8階

※匿名でも結構です。プライバシーは厳守します。

※相談窓口は、年間を通じてご利用できます。